

令和3年長審第8号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和2年5月26日09時00分  
長崎県麦島南西方沖合の地ノ六瀬
- 2 船舶の要目  
船種 船名 漁船A  
総トン数 19トン  
登録長 20.23メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 610キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室、同室後方に船員室をそれぞれ配し、操舵室前部右舷に舵輪及び機関遠隔操縦装置、舵輪前方の棚に左舷側から順にソナー、レーダー2台及びGPSプロッター、舵輪後方に椅子をそれぞれ備えた中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和2年5月20日12時00分長崎県神崎漁港を発し、同県宇久島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、18時00分前示漁場に到着して操業を始め、水揚げのため長崎県調川港と同漁場との往復を繰り返し、越えて25日07時30分操業を終えて宇久島北方沖合の漁場を発進し、12時00分同港に入港して水揚げを行い、翌26日08時00分調川港を発して帰途に就いた。

a受審人は、乗組員を船員室で休息させ、自らは椅子に腰を掛けて操船に当たり、2台のレーダーを1.5海里及び0.5海里の各レンジでヘッドアップ表示とし、GPSプロッターを5海里レンジでノースアップ表示としてそれぞれ作動させ、平戸瀬戸を經由して長崎県下忠六島の西方約400メートル沖合を南下した。

ところで、下忠六島西方沖合から神崎漁港に至る沿岸海域は、島しょや水上岩、干出岩及び水深の不明確な暗岩からなる複数の陰礁域が存在し、同海域の麦島南西方沖合の地ノ六瀬にある干出岩には、地元の漁業協同組合が管理する黄色の柱状で直径165.2ミリメートル、岩上高さ4.5メートルの灯付簡易標識（以下「下六ツ瀬標識」という。）が設置されていた。

また、a受審人は、前示海域の航行経験が豊富で、AのGPSプロッターに地ノ六瀬の浅所域が表示されていることから、同瀬の存在

を認識しており、平素、調川港から帰航する際には麦島の西方約190メートル沖合を通過して下六ツ瀬標識を視認し、同標識の東側を南下するようにしていた。

a 受審人は、麦島西方沖合に至り、一旦下六ツ瀬標識を視認したのちに同標識を見失ったものの、08時58分半少し過ぎ長崎県佐世保市鹿町町長串に所在する標高76.4メートルの四等三角点<sup>しとねざき</sup>褥崎（以下「褥崎三角点」という。）から295.5度（真方位、以下同じ。）1,520メートルの地点で、針路を170度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、地ノ六瀬が正船首440メートルとなり、その後同瀬に向首接近する状況であったが、下六ツ瀬標識を視認すれば同標識の東側を無難に南下できるものと思い、GPSプロッターを活用して地ノ六瀬との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、下六ツ瀬標識を見失ったまま地ノ六瀬に向首続航し、09時00分褥崎三角点から279.5度1,310メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同瀬の干出岩に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力1の西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Aは、舵軸、推進器翼及び同軸に曲損並びに船尾船底外板に亀裂を、下六ツ瀬標識は、灯柱に曲損等をそれぞれ生じたものの、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、麦島西方沖合において、帰航する際、船位の確認が不十

分で、地ノ六瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、麦島西方沖合において、帰航する場合、地ノ六瀬に向首進行することのないよう、GPSプロッターを活用して同瀬との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、下六ツ瀬標識を視認すれば同標識の東側を無難に南下できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、地ノ六瀬に向首進行する状況に気付かず、同瀬の干出岩に乗り揚げの事態を招き、船体及び下六ツ瀬標識に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月19日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正